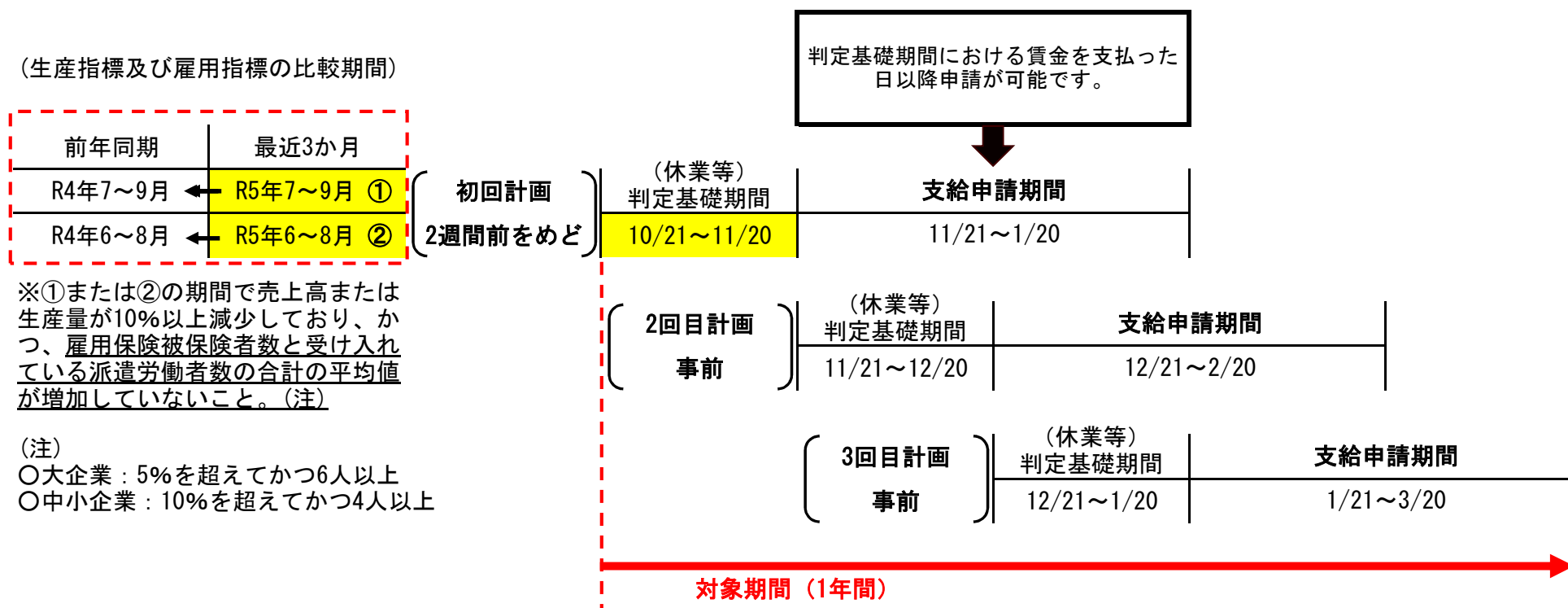


雇用調整助成金利用の流れ

【 例 】

※ 対象期間：令和5年10月21日～令和6年10月20日

※ 賃金締切日が20日（支払日25日）の事業所が10月21日から休業を開始する場合



※①または②の期間で売上高または生産量が10%以上減少しており、かつ、雇用保険被保険者数と受け入れている派遣労働者数の合計の平均値が増加していないこと。(注)

(注)

- 大企業：5%を超えてかつ6人以上
- 中小企業：10%を超えてかつ4人以上

※ 「最近の3か月」は、判定基礎期間の初日の属する月の前月または前々月までの期間を比較の対象とする。

※ 休業・教育訓練の「判定基礎期間」は、1～3判定基礎期間(1～3か月分)から選択する。

※ 「判定基礎期間」の末日は、対象期間の末日を対象とする場合を除き、賃金締切日となる。